(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市の商業の健全な発展と商店街の活性化のため、商店等の情報を公開型地理情報システム(以下「ひらつかわくわくマップ」という。)に掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。
 - (1) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域とする。
 - (2) 商店会 次に掲げる平塚市内に存する団体とする。
 - ア 商店街振興組合法 (昭和37年法律第141号) に基づき設立された商店街団体
 - イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された商店街団体
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき設立された商店街団体及び前述の商店街団体に準ずる任意の商店街団体

(掲載条件)

- 第3条 ひらつかわくわくマップに掲載する商店等は平塚市内に店舗を有し、商業(小売業、飲食業、サービス業等)を営んでいる商店等で次の各号に該当する商店等とする。 なお、営業の内容がひらつかわくわくマップの掲載趣旨から逸脱されると判断した場合は、掲載しないものとする。
 - (1) 掲載する内容等が適切と判断されるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に 該当しないもの(市長が別に定めるものを除く)。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者が経営に関与する商店等の情報は、掲載しないもの とする。
- (1) 平塚市暴力団排除条例(平成23年平塚市条例第9号)第2条第2号から第5号までに該当する者(「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」、「暴力団経営支配法人等」に該当する者)及びこれらの者と密接な関係を有する者
- (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第 2項に違反している事実がある者

(申請)

- 第4条 ひらつかわくわくマップへの掲載を希望する商店等の代表者(以下「申請者」という。)は、ひらつかわくわくマップ掲載申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査 を行い、適当と認めた場合に掲載するものとする。

(掲載内容)

- 第5条 ひらつかわくわくマップへの掲載内容は、次の各号に該当する情報とする。
 - (1) 店名
- (2) 所在地
- (3) 電話番号
- (4) 業種
- (5) 主な販売品目

- (6) 営業時間
- (7) 定休日
- (8) 駐車場情報
- (9) 商店等に関する写真

(提出の義務等)

- 第6条 申請者は、ひらつかわくわくマップに掲載された情報に変更が生じたときは、速 やかにひらつかわくわくマップ掲載申請書(第1号様式)を市長に提出しなければなら ない。ただし、軽微な変更等については、この限りではない。
- 2 申請者は、ひらつかわくわくマップ掲載取り下げ申出書(第2号様式)により、ひらつかわくわくマップに掲載された自店の情報の取り下げを申し出ることができる。

(免責事項)

第7条 市長は、ひらつかわくわくマップに掲載された情報において発生する一切の責任 を負わないものとする。

(掲載料等)

第8条 申請者は、ひらつかわくわくマップの掲載に伴う掲載料・取材料・作成料等について負担しない。

(掲載情報の削除)

- 第9条 市長は、ひらつかわくわくマップに掲載した情報が、次の各号のいずれかに該当 する場合は、掲載を削除することができる。
- (1) 虚偽の情報であることが判明した場合
- (2) 掲載された商店等が掲載条件を満たさないと確認された場合
- (3) 申請者が市長の求める必要書類等の提出を行わない場合
- (4) 申請者から第6条第2項に基づく申し出があった場合
- (5) その他市長が不適切と判断した場合
- 2 市長は、前項各号のいずれかに基づきひらつかわくわくマップの掲載を削除した場合、 必要に応じてひらつかわくわくマップ掲載削除通知書(第3号様式)を申請者に通知す る。

(遵守事項)

- 第10条 申請者は、掲載を希望する商店等の近隣に商店会が組織されている場合、次に 掲げる事項に努めるものとする。
- (1) 商店会に加入すること。
- (2) 商店会活動に積極的に参加すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年12月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。